

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年2月14日
【四半期会計期間】	第58期第2四半期(自 2019年10月1日 至 2019年12月31日)
【会社名】	大日本コンサルタント株式会社
【英訳名】	NIPPON ENGINEERING CONSULTANTS CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 新井 伸博
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田練堀町300番地 (2019年12月16日から本店所在地 東京都豊島区駒込三丁目23番1号が上記のよう に移転しております。)
【電話番号】	03(5298)2051(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務統括部統括部長 伝谷 恵一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田練堀町300番地
【電話番号】	03(5298)2051(代表)
【事務連絡者氏名】	常務執行役員 業務統括部統括部長 伝谷 恵一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第57期 第 2 四半期 連結累計期間	第58期 第 2 四半期 連結累計期間	第57期
会計期間	自 2018年 7 月 1 日 至 2018年12月31日	自 2019年 7 月 1 日 至 2019年12月31日	自 2018年 7 月 1 日 至 2019年 6 月30日
売上高 (千円)	2,366,328	2,474,940	15,727,356
経常利益又は経常損失() (千円)	1,111,240	1,236,096	1,254,405
親会社株主に帰属する四半期純 損失()又は親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	2,131,646	879,239	254,001
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	2,132,833	818,551	262,670
純資産額 (千円)	3,214,598	4,669,972	5,613,757
総資産額 (千円)	9,251,299	11,903,440	12,516,322
1株当たり四半期純損失() 又は1株当たり当期純利益 (円)	297.53	122.28	35.40
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	—	—	35.28
自己資本比率 (%)	34.6	39.1	44.7
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	3,233,343	3,048,491	1,521,700
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	251,370	179,748	1,066,495
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	106,057	128,583	108,453
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	467,644	3,182,715	6,538,700

回次	第57期 第 2 四半期 連結会計期間	第58期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 2018年10月 1 日 至 2018年12月31日	自 2019年10月 1 日 至 2019年12月31日
1株当たり四半期純損失() (円)	217.25	43.25

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税及び地方消費税(以下、「消費税等」という。)は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、第57期第2四半期連結累計期間及び第58期第2四半期連結累計期間は潜在株式が存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況などに関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

経営成績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国の経済は、製造業を中心に弱さがみられるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、緩やかな回復基調で推移しました。一方、世界経済においては、通商問題を巡る動向、中国経済の先行き、英国のEU離脱等、国内景気に与える影響が懸念され、景気の先行きは不透明な状況が続いております。

当社グループが属する建設コンサルタント業界では、激甚化する自然災害に対する「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」に基づく事業が集中的に実施されております。また、公共施設の維持管理・運営など、社会資本整備に対するニーズの多様化が進んできており、建設コンサルタントの果たすべき役割は益々大きくなっております。

このような状況の下で、当社グループは、今期を初年度とする第12次中期経営計画（2019年7月から2022年6月まで）をスタートさせ、重点課題として設定した「品質確保」「事業領域拡大」「人財育成」に対する諸施策の取り組みを開始いたしました。「品質確保」としては、品質理念と行動指針を構築し、高品質を実現する生産プロセスの強化を推進してまいりました。「事業領域拡大」としては、マネジメント分野の事業展開や受注拡大に向けて、本社に「事業マネジメント推進部」を新設いたしました。「人財育成」としては、2018年6月期から2か年にわたり取り組んできた「働き方改革」を継続するとともに、専門教育研修などの機会を充実し、社員教育の強化を図ってまいりました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の業績は、受注高は90億9千5百万円（前年同四半期比115.7%）、受注残高は189億4千1百万円（同113.4%）となりました。売上高は24億7千4百万円（同104.6%）となり、利益面では、本社移転に伴う費用を計上したことにより、営業損失は12億4千1百万円（前年同四半期11億1千8百万円）、経常損失は12億3千6百万円（同11億1千1百万円）となりました。親会社株主に帰属する四半期純損失は、前年同期に特別損失に計上した減損損失がなくなったことから8億7千9百万円（同21億3千1百万円）となりました。なお、当社グループの売上高は官公庁への納期に対応して下半期に偏重し、上半期は販売費及び一般管理費の占める割合が著しく高くなる傾向にあります。そのため、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益ともに損失計上となっております。

部門別の状況を示すと次のとおりであります。なお、当社グループは単一の報告セグメントであるため、セグメントごとの記載はしておりません。また、当第1四半期連結会計期間より、前事業年度まで表記しておりました〔防災部門〕を〔国土保全部門〕へ名称を変更しております。

〔構造保全部門〕

当部門の受注高は52億6千4百万円（前年同四半期比117.4%）、受注残高は104億7千2百万円（同116.7%）、売上高は12億1千2百万円（同132.2%）となりました。主な受注業務として、西日本高速道路（NEXCO西日本）岡山高速道路事務所管内における橋梁耐震補強設計業務、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所管内における芳原川3号橋詳細設計業務があげられます。

〔社会創造部門〕

当部門の受注高は20億7千5百万円（前年同四半期比136.2%）、受注残高は40億6千5百万円（同127.5%）、売上高は3億7千6百万円（同79.3%）となりました。主な受注業務として、北海道の水素利活用型ビジネス形成促進事業委託業務、富山県富山市の海洋プラスチックごみ等流出抑制対策調査検討業務委託があげられます。

〔国土保全部門〕

当部門の受注高は12億8千3百万円（前年同四半期比98.3%）、受注残高は25億9千2百万円（同117.7%）、売上高は3億5千4百万円（同99.7%）となりました。主な受注業務として、国土交通省関東地方整備局京浜港湾事務所管内における川崎港臨港道路東扇島水江町線主橋梁部防衛工他実施設計、国土交通省東北地方整備局三

陸国道事務所管内における宮古南地区被災状況調査があげられます。

〔海外・施工管理部門〕

当部門の受注高は4億7千1百万円（前年同四半期比86.5%）、受注残高は18億1千万円（同77.2%）、売上高は5億3千万円（同85.9%）となりました。主な受注業務として、インドネシア共和国におけるパティンバン港アクセス道路建設事業施工監理、国土交通省東北地方整備局岩手河川国道事務所管内における道路管理事業監理業務があげられます。

財政状態の状況

当第2四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末と比べて6億1千2百万円減少し、119億3百万円となりました。主な変動は、運転資金並びに法人税等の支払による現金及び預金の減少33億5千5百万円、完成業務未収入金の減少14億5千4百万円、たな卸資産の増加33億5千2百万円、有形固定資産の増加2億4百万円、繰延税金資産の増加3億6千1百万円によるものであります。

負債合計は、前連結会計年度末と比べて3億3千万円増加し、72億3千3百万円となりました。主な変動は、業務未払金の減少2億1千2百万円、未払法人税等の減少1億8千9百万円、未成業務受入金の増加14億7百万円によるものであります。

純資産合計は、前連結会計年度末と比べて9億4千3百万円減少し、46億6千9百万円となりました。主な変動は、剰余金の配当1億2千9百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失8億7千9百万円を計上し利益剰余金が減少したことによるものであります。

これらの結果、当社グループの自己資本比率は、39.1%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）の残高は、前連結会計年度末に比べて33億5千5百万円減少し、31億8千2百万円となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果使用した資金純額は、30億4千8百万円（前年同四半期連結累計期間は32億3千3百万円の使用）となりました。これは主に、当第2四半期連結累計期間の税金等調整前四半期純損失12億3千9百万円に、減価償却費9千1百万円の非資金費用のほか、売上債権の減少額14億5千5百万円、未成業務受入金の増加額14億7百万円による資金の増加、たな卸資産の増加額33億5千2百万円、仕入債務の減少額2億1千2百万円、法人税等の支払額1億8千1百万円による資金の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金純額は、1億7千9百万円（前年同四半期連結累計期間は2億5千1百万円の使用）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出7千3百万円、無形固定資産の取得による支出1億1千万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金純額は、1億2千8百万円（前年同四半期連結累計期間は1億6百万円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額1億2千8百万円によるものであります。

なお、当社グループの営業活動・投資活動・財務活動に要する資金は、自己資金により賄っております。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における研究開発費の総額は、6千万円であります。

なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結などはありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	24,000,000
計	24,000,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間末 現在発行数(株) (2019年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2020年2月14日)	上場金融商品取引所 名または登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	7,660,000	7,660,000	東京証券取引所 (市場第二部)	単元株式数は100株で あります。
計	7,660,000	7,660,000	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

当第2四半期会計期間において発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第3回新株予約権（中長期インセンティブ型）

決議年月日	2019年10月17日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役（監査等委員である取締役を除く）3
新株予約権の数(個)	150（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式15,000（注）1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1
新株予約権の行使期間	2019年11月6日～2049年11月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 618円 資本組入額 309円
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下、「権利承継者」という。）に限り、新株予約権者の権利を相続することができる。なお、権利承継者が死亡した場合、権利承継者の相続人は新株予約権を相続できない。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 2

新株予約権証券の発行時（2019年11月5日）における内容を記載しております。

(注) 1 . 新株予約権の目的である株式の数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1個当たり100株とする。

ただし、新株予約権を割り当てる日（以下、「割当日」という。）後、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、新株予約権のうち、当該株式分割または株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の計算により調整する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。

ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記「新株予約権の目的である株式の種類」及び「新株予約権の目的である株式の数」に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記（3）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

(8) 新株予約権の行使条件

上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

新株予約権者が権利行使をする前に、上記「新株予約権の行使の条件」の定めまたは新株予約権割当契約の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。

当社は、以下イ、ロ、ハ、ニまたはホの議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

イ 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

ロ 当社が分割会社となる分割契約または分割計画承認の議案

ハ 当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画承認の議案

ニ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

ホ 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2019年10月1日～ 2019年12月31日	—	7,660,000	—	1,399,000	—	518,460

(5) 【大株主の状況】

氏名または名称	住所	2019年12月31日現在	
		所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の総数に 対する所有株式 数の割合(%)
大日本コンサルタント社員持株会	東京都豊島区駒込 3-23-1	538	7.49
大日本コンサルタント社友持株会	東京都豊島区駒込 3-23-1	456	6.35
株式会社北陸銀行	富山県富山市堤町通り 1-2-26	325	4.53
日本マスタートラスト信託銀行株式 会社	東京都港区浜松町 2-11-3	274	3.81
株式会社光通信	東京都豊島区西池袋 1-4-10	203	2.83
古河機械金属株式会社	東京都千代田区丸の内 2-2-3	190	2.64
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内 2-7-1	181	2.52
川田テクノシステム株式会社	東京都北区滝野川 6-3-1	172	2.39
富士前鋼業株式会社	東京都北区滝野川 1-3-11	165	2.29
富士前商事株式会社	東京都北区滝野川 1-3-9	146	2.04
計	—	2,654	36.90

(注) 1. 上記のほか、当社所有の自己株式465千株があります。

2. 大日本コンサルタント社員持株会及び大日本コンサルタント社友持株会の住所は、2019年12月31日現在において、本社移転に伴う住所変更手続き中のため、旧住所を記載しております。

3. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は274千株であります。なお、その内訳は、信託口137千株、退職給付信託口137千株であります。

(6) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2019年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 465,600	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 7,189,500	71,895	—
単元未満株式	普通株式 4,900	—	1 単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	7,660,000	—	—
総株主の議決権	—	71,895	—

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が600株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数6個が含まれております。

【自己株式等】

2019年12月31日現在

所有者の氏名 または名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
大日本コンサルタント 株式会社	東京都千代田区神田練堀 町300番地	465,600	—	465,600	6.08
計	—	465,600	—	465,600	6.08

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(2007年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年7月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	6,538,700	3,182,715
完成業務未収入金	1,888,366	433,488
たな卸資産	1,999,400	5,351,619
その他	123,942	309,507
貸倒引当金	3,805	913
流動資産合計	10,546,604	9,276,417
固定資産		
有形固定資産	387,189	591,679
無形固定資産	337,274	362,956
投資その他の資産		
投資有価証券	263,152	343,278
繰延税金資産	408,784	770,093
その他	573,317	559,014
投資その他の資産合計	1,245,253	1,672,386
固定資産合計	1,969,718	2,627,022
資産合計	12,516,322	11,903,440

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
負債の部		
流動負債		
業務未払金	977,370	765,128
未払法人税等	240,527	51,315
未成業務受入金	2,896,173	4,303,489
受注損失引当金	19,800	67,289
その他	1,942,899	1,204,030
流動負債合計	6,076,770	6,391,253
固定負債		
退職給付に係る負債	735,119	729,490
資産除去債務	63,254	67,067
その他	27,421	45,656
固定負債合計	825,795	842,214
負債合計	6,902,565	7,233,467
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,399,000	1,399,000
資本剰余金	1,523,291	1,524,573
利益剰余金	2,875,389	1,866,803
自己株式	190,791	187,415
株主資本合計	5,606,889	4,602,961
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	42,137	100,629
為替換算調整勘定	22,629	22,280
退職給付に係る調整累計額	25,927	24,080
その他の包括利益累計額合計	6,419	54,267
新株予約権	13,287	12,743
純資産合計	5,613,757	4,669,972
負債純資産合計	12,516,322	11,903,440

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
売上高	2,366,328	2,474,940
売上原価	1,662,946	1,735,211
売上総利益	703,381	739,729
販売費及び一般管理費	¹ 1,821,510	¹ 1,981,459
営業損失()	1,118,129	1,241,730
営業外収益		
受取利息	325	39
受取配当金	1,336	1,372
貸倒引当金戻入額	1,491	2,891
為替差益	610	202
その他	3,161	4,142
営業外収益合計	6,926	8,647
営業外費用		
支払利息	36	—
減価償却費	—	1,570
固定資産除却損	0	1,441
その他	0	0
営業外費用合計	37	3,012
経常損失()	1,111,240	1,236,096
特別損失		
投資有価証券評価損	—	3,376
減損損失	³ 1,340,304	³ —
特別損失合計	1,340,304	3,376
税金等調整前四半期純損失()	2,451,544	1,239,472
法人税、住民税及び事業税	27,576	27,108
法人税等調整額	347,474	387,341
法人税等合計	319,898	360,232
四半期純損失()	2,131,646	879,239
親会社株主に帰属する四半期純損失()	2,131,646	879,239

【四半期連結包括利益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
四半期純損失()	2,131,646	879,239
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,311	58,492
為替換算調整勘定	98	349
退職給付に係る調整額	13,223	1,846
その他の包括利益合計	1,186	60,687
四半期包括利益	2,132,833	818,551
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,132,833	818,551
非支配株主に係る四半期包括利益	—	—

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純損失()	2,451,544	1,239,472
減価償却費	89,264	91,004
減損損失	1,340,304	—
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	14,329	5,728
退職給付に係る調整累計額の増減額(は減少)	19,054	2,660
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,491	2,891
受注損失引当金の増減額(は減少)	3,455	47,489
受取利息及び受取配当金	1,661	1,411
支払利息	36	—
投資有価証券評価損益(は益)	—	3,376
固定資産除却損	0	1,441
売上債権の増減額(は増加)	808,734	1,455,016
たな卸資産の増減額(は増加)	2,861,055	3,352,080
仕入債務の増減額(は減少)	102,347	212,241
未成業務受入金の増減額(は減少)	1,014,381	1,407,315
その他	716,279	1,061,827
小計	2,880,389	2,867,347
法人税等の支払額	352,953	181,143
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,233,343	3,048,491
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	103,360	73,392
無形固定資産の取得による支出	16,895	110,570
関係会社株式の取得による支出	20,000	—
貸付けによる支出	60,000	—
利息及び配当金の受取額	2,196	1,998
その他	53,311	2,215
投資活動によるキャッシュ・フロー	251,370	179,748
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	106,073	128,550
その他	16	32
財務活動によるキャッシュ・フロー	106,057	128,583
現金及び現金同等物に係る換算差額	890	837
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	3,589,880	3,355,985
現金及び現金同等物の期首残高	4,057,524	6,538,700
現金及び現金同等物の四半期末残高	467,644	3,182,715

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年6月30日)	当第2四半期連結会計期間 (2019年12月31日)
未成業務支出金	1,999,139千円	5,351,574千円
貯蔵品	261	45
計	1,999,400	5,351,619

(四半期連結損益計算書関係)

- 1 販売費及び一般管理費のうち主要な費用及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
従業員給与手当	655,473千円	676,781千円
退職給付費用	30,888	30,389

2 売上高の季節的変動

当社グループの売上高は官公庁への納期に対応して下半期に偏重し、上半期は販売費及び一般管理費の占める割合が著しく高くなる傾向にあります。

3 減損損失

前第2四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)

当社は原則として、事業用資産については支社を基準としてグルーピングを行っており、売却予定資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。以下の固定資産については、本社及び北陸支社の移転決定により、これまで使用してまいりました既存の社屋が売却予定となったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,340,304千円)として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は正味売却価額とし、不動産鑑定評価額に基づいて算定しております。

場所	用途	種類	減損損失(千円)
本社(東京都豊島区)	売却予定資産	有形固定資産	1,250,793
北陸支社(富山県富山市)	売却予定資産	有形固定資産	89,510

当第2四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

該当事項はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
現金及び預金勘定	467,644千円	3,182,715千円
現金及び現金同等物	467,644	3,182,715

(株主資本等関係)

配当金支払額

前第2四半期連結累計期間(自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年9月27日 定時株主総会	普通株式	107,423千円	15円	2018年6月30日	2018年9月28日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)

(決議)	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年9月26日 定時株主総会	普通株式	129,346千円	18円	2019年6月30日	2019年9月27日	利益剰余金

(注) 1株当たり配当額には本社移転記念配当2円が含まれております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループは子会社及び地域別に設置した支社を事業セグメントとし、当社の本社機構を「その他」事業セグメントとして設定し、取締役会に定期的報告を実施しております。ただし、子会社及び支社事業セグメントについては、その事業内容等の経済的特徴の類似性、「その他」事業セグメントについては、金額の重要性を勘案し、報告セグメントとしてこれらを単一のセグメント(建設コンサルタント事業)に集約しております。したがって、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2018年7月1日 至 2018年12月31日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2019年7月1日 至 2019年12月31日)
1株当たり四半期純損失()	297円53銭	122円28銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失()(千円)	2,131,646	879,239
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 四半期純損失()(千円)	2,131,646	879,239
普通株式の期中平均株式数(千株)	7,164	7,190
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含まれなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要	—	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年2月14日

大日本コンサルタント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神	代	勲
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	西	川	福之

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている大日本コンサルタント株式会社の2019年7月1日から2020年6月30日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2019年10月1日から2019年12月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2019年7月1日から2019年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、大日本コンサルタント株式会社及び連結子会社の2019年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。